

グラフでみる10年間の推移 (2015(H27)~2024(R6))

< 定点把握対象疾患とは >

地域における指定医療機関（定点医療機関）から週または月単位で届出される疾患のことです。

< 定点医療機関とは >

定点医療機関は人口及び医療機関の分布を勘案して選定されています。

定点把握対象疾患の流行状況を評価する際には、「定点当たり報告数」を使い、これは全ての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数を意味します。

(週報)

種別	インフルエンザ / COVID-19定点	小児科定点	眼科定点	基幹定点
定点数 (医療機関)	48 (小児科・内科)	29 (小児科)	7 (眼科)	5 (患者を300人以上収容する病院で小児科・内科医療を提供しているもの)
対象感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国からWHOに対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告するものに限り)であるものに限る)	RSウイルス感染症 咽頭結膜熱 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 感染性胃腸炎 水痘 手足口病 伝染性紅斑 突発性発しん ヘルパンギーナ 流行性耳下腺炎	急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎	細菌性髄膜炎 無菌性髄膜炎 マイコプラズマ肺炎 クラミジア肺炎 (オウム病を除く) 感染性胃腸炎 (ロタウイルス)

※グラフはインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、小児科疾患に特化して作成しています。

※一部の感染症については、国より警報基準値や注意報基準値が設けられています。

警報：大きな流行が発生している状況のことを指します。

注意報：今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高い状況のことを指します。

(出典：厚生労働科学研究事業「新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメント」)

< インフルエンザ/COVID-19 >



